

総会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県マンション管理士会定款(以下「定款」という。)

第30条に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 書面によって議決権を行使することができることとするときはその旨

四 次に掲げる事項

イ 総会参考書類に記載すべき事項

ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨

五 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項

六 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 定款の制定及び変更

ロ 倫理規則の制定及び変更

ハ 会員の除名

ニ 理事及び監事の選任及び解任

ホ 資金の借入及び返済の決定

ヘ 解散及び残余財産の処分

ト 他法人との合併

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、総会の開催日の2週間前までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 総会の開催の通知を発する日現在における会員(定款第14条第3項の規定により議決権の停止の措置がとられている者を除く。)を、その総会に関して議決権を有する会員とする。

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(会員等の出席等)

第6条 総会に出席する会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出 氏名を述べて会員であることの確認を受けなければならない。

2 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合には、その代理人は代理権を証する書面をあらかじめ会長に提出しなければならない。

(理事及び監事の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(開 会)

第8条 担当理事は、開会の予定時刻が到来したときは、議場に開会を宣言する。

2 前項に関わらず、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(正副議長等の選出)

第9条 担当理事は、仮議長となり、その総会に出席した会員に諮ってその中からその総会の議長及び副議長をそれぞれ1名並びに議事録の作成に当たる者を2名選出しなければならない。

(議長の権限)

第10条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- 一 会員又はその代理人として出席した者で、その資格を有しないことが判明した者
- 二 議長の指示に従わない者
- 三 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

4 副議長は、議長の職務を補佐する。

(定足数の確認)

第11条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

2 会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由があると議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団・財団法第43条第2項又は第44条の規定により会員から提案があった場合、議長はその会員にその議題又は議案の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係

る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採 決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、会長候補者又は理事若しくは監事の選出又は選任を議題とするときは、別に定める役員選任規程に定めるところにより各人ごとに決する。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5 修正案の採決においては、書面によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。

6 議長は、採決について、賛否を確認できる方法を適宜選択して行うことができる。

7 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した会員の議決権の数とする。

一 出席した会員本人の議決権の数

二 代理人を出席させた会員の議決権の数

三 議決権行使書を開催日の前日までに提出した会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休 憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。
- 5 前4項による延会又は継続会には、第3条の規定は適用しない。

(閉 会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議 事 録)

第22条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない
- 3 議事録は、総会で選出された者がその作成に係わる業務に当たり、これに会長、議長及び出席した会員のうち2名が署名又は記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(議事の経過及びその結果の報告)

第23条 会長は、総ての会員に対して、総会の議事の経過及びその結果の概要を電磁的方法等によって遅滞な通知するものとする。

- 2 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報等に掲載するものとする。

(事 務 局)

第23条 総会の事務局には、総務委員長がこれに当たる。

(改 廃)

第24条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年11月12日から施行する。

附則

この規程は、平成22年8月19日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成28年1月1日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏

名

- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - 一 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - 二 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - 三 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - 四 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事及び監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名